

佐賀県告示第 136 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占
用を制限する区域を次のとおり指定する。

その区域を表示した図面は、平成 30 年 3 月 20 日から平成 30 年 4 月 19 日ま
で佐賀県県土整備部道路課、佐賀土木事務所、東部土木事務所、唐津土木事務
所、伊万里土木事務所及び杵藤土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 30 年 3 月 20 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類 及び路線名	道路の占用を制限する区域
一般国道 204 号	唐津市和多田西山（唐津市瀬田原交差点）から 伊万里市山代町立岩（長崎県松浦市との境）まで
	伊万里市松島町（松島搦交差点）から 伊万里市松島町（木須町交差点）まで
一般国道 207 号	佐賀市与賀町（与賀町交差点）から 小城市牛津町勝（牛津町前満江交差点）まで
	杵島郡江北町山口（東分交差点）から 藤津郡太良町大浦乙（今里橋）まで
	鹿島市井手（百貫橋南）バイパス区間から 鹿島市浜町（浜新方交差点）バイパス区間まで
一般国道 208 号	佐賀市南佐賀一丁目（南佐賀交差点）から 佐賀市鍋島町森田（佐大医学部入口交差点）まで
一般国道 263 号	佐賀市三瀬村三瀬（三瀬峠有料分岐）から 佐賀市日の出一丁目（国立病院前交差点）まで
一般国道 264 号	佐賀市日の出一丁目（国立病院前交差点）から 三養基郡みやき町江口（豆津橋）まで
一般国道 323 号	佐賀市富士町下熊川（昭和橋）から 唐津市浜玉町大江（大江交差点）まで
	佐賀市大和町川上（官人橋）
一般国道 382 号	唐津市呼子町呼子（港前）から 唐津市呼子町呼子（持山交差点）まで
一般国道 385 号	神埼市千代田町迎島（青木中津大橋）から 神埼郡吉野ヶ里町松隈（東脊振トンネル有料区間との境）

	まで
	神埼郡吉野ヶ里町松隈（大野大橋分岐）から 神埼郡吉野ヶ里町松隈（福岡県との境）まで
一般国道 444号	鹿島市大字山浦（平谷黒木トンネル）から 鹿島市納富分（しめご交差点）まで
	杵島郡白石町深浦（室島南交差点）から 佐賀市西与賀町高太郎（丸目交差点）まで
	佐賀市川副町小々森（小々森交差点）から 佐賀市川副町鹿江（啜分交差点）まで
	佐賀市川副町早津江（県道大牟田川副線との重複部分の南端）から 佐賀市諸富町諸富津（諸富橋西交差点）まで
	小城市芦刈町道免（芦刈 I C 入口交差点）から 佐賀市嘉瀬町十五（嘉瀬南 I C）まで
一般国道 498号	鹿島市常広（常広交差点）から 武雄市橘町大日（檜崎交差点）まで
	武雄市北方町大崎（北方工業団地入口交差点）から 伊万里市大坪町乙（白野跨道橋）まで
一般国道 500号	鳥栖市永吉町（福岡県との境）から 鳥栖市姫方町（姫方町交差点）まで
県道 佐世保嬉野線	嬉野市嬉野町下宿（嬉野 I C）から 嬉野市嬉野町下宿（嬉野総合支所前交差点）まで
県道 川棚有田線	西松浦郡有田町戸矢（長崎県との境）から 西松浦郡有田町桑古場（桑古場交差点）まで
県道 久留米基山筑紫野線	鳥栖市真木町（新浜橋）から 三養基郡基山町小倉（福岡県との境）まで
県道 大牟田川副線	佐賀市川副町早津江（国道 444 号との重複部分の南端）から 佐賀市川副町鹿江（小々森入口交差点）まで
県道 三瀬神埼線	佐賀市三瀬村藤原（池田交差点）から 神埼市神埼町田道ヶ里（神埼市役所前交差点）まで
県道 北茂安三田川線	三養基郡みやき町江口（豆津橋交差点）から 三養基郡みやき町中津隈（板部交差点）まで
	三養基郡上峰町坊所（下津毛交差点）から 神埼郡吉野ヶ里町吉田（久留米分岐交差点）まで
県道 唐津呼子線	唐津市神田（長松大橋交差点）から 唐津市西唐津三丁目（妙見埠頭入口交差点）まで

	唐津市佐志浜町（唐房入口交差点）から 唐津市鎮西町加倉（加倉交差点）まで
県道 武雄多久線	武雄市武雄町富岡（県道武雄塩田線との交差点）から 武雄市朝日町甘久（武雄北方 I C 交差点）まで 武雄市北方町大崎（大崎交差点）から 多久市北多久町小侍（北多久町筋原交差点）まで
県道 多久若木線	多久市東多久町別府（大井出橋）から 武雄市若木町川古（若木町川古交差点）まで
県道 佐賀停車場 線	佐賀市駅前中央一丁目（佐賀駅南口交差点）から 佐賀市松原二丁目（郵便局前交差点）まで
県道 佐賀川副線	佐賀市大財北町（大財北町交差点）から 佐賀市松原四丁目（片田江交差点）まで 佐賀市川副町鹿江（咄分交差点）から 佐賀市川副町犬井道（佐賀空港）まで 佐賀市水ヶ江二丁目（片田江交差点）から 佐賀市本庄町袋（大崎交差点）まで
県道 佐賀川久保 鳥栖線	佐賀市金立町千布（千布北交差点）から 神埼郡吉野ヶ里町三津（中副交差点）まで 鳥栖市蔵上町（平塚交差点）から 鳥栖市宿町（元町交差点）まで
県道 唐津肥前線	唐津市神田（長松大橋交差点）から 唐津市竹木場（竹木場小学校）まで
県道 多久江北線	多久市東多久町別府（羽佐間交差点）から 多久市東多久町別府（大井手橋）まで
県道 富士三瀬線	佐賀市富士町中原（下無津呂交差点）から 佐賀市三瀬村藤原（国道 263 号との交差点）まで
県道 鹿島嬉野線	鹿島市高津原（スカイロード交差点）から 嬉野市嬉野町下宿（築城交差点）まで
県道 小城富士線	小城市小城町畑田（畑田交差点）から 小城市小城町松尾（小城 P A）まで
県道 佐賀外環状 線	佐賀市久保田町徳万（徳万交差点）から 小城市三日月町樋口（三日月町五条交差点）まで 佐賀市諸富町為重（柳の内交差点）から 佐賀市西与賀町高太郎（丸目交差点）まで 佐賀市久保田町新田（久富交差点）から 佐賀市久保田町徳万（徳万交差点）まで 小城市小城町（中町交差点）から 神埼市神埼町枝ヶ里（協和町交差点）まで

県道 佐賀空港線	佐賀市川副町犬井道（佐賀空港）から 佐賀市本庄町袋（本庄町袋交差点）まで
県道 唐津北波多線	唐津市北波多上平野（北波多 I C）から 唐津市北波多徳須恵（徳須恵上交差点）まで
県道 佐賀脊振線	佐賀市巨勢町牛島（構口交差点）から 佐賀市兵庫町瓦町（兵庫町掘立西交差点）まで
県道 西与賀佐賀線	佐賀市西与賀町高太郎（相応津交差点）から 佐賀市光一丁目（平松交差点）まで
	佐賀市本庄町本庄（佐賀大学前交差点）から 佐賀市与賀町（与賀町交差点）まで
県道 喜内瀬鍋串辻線	伊万里市波多津町辻（長崎県との境）から 伊万里市波多津町辻（国道 204 号との交差点）まで
県道 鷹島肥前線	唐津市肥前町星賀（長崎県との境）から 唐津市肥前町星賀（県道星賀港線との交差点）まで
県道 坊所城島線	三養基郡上峰町坊所（下津毛交差点）から 三養基郡みやき町市武（三根庁舎南交差点）まで
県道 川上牛津線	佐賀市大和町川上（官人橋）から 佐賀市大和町東山田（立石北交差点）まで
県道 唐津港線	唐津市藤崎通（妙見工業団地入口交差点）から 唐津市海岸通（魚市場入口交差点）まで
県道 星賀港線	唐津市肥前町田野（古保志気交差点）から 唐津市肥前町星賀（県道鷹島肥前線との交差点）まで
県道 鳥栖停車場線	鳥栖市京町（鳥栖駅前）から 鳥栖市元町（元町交差点）まで
県道 鳥栖停車場 曾根崎線	鳥栖市京町（鳥栖駅前）から 鳥栖市曾根崎町（曾根崎交差点）まで
県道 鍋島停車場 東山田線	佐賀市鍋島町森田（市道角目増田線との交差点）から 佐賀市大和町東山田（立石北交差点）まで
県道 半田鬼塚線	唐津市原（唐津 I C 入口交差点）から 唐津市養母田鬼塚（唐津市鬼塚交差点）まで
県道 東与賀佐賀線	佐賀市本庄町本庄（佐大南交差点）から 佐賀市本庄町本庄（佐賀大学前交差点）まで
県道 切木唐津線	唐津市佐志中通（佐志交差点）から 唐津市佐志浜町（浜町交差点）まで

県道 松尾佐賀停 車場線	佐賀市神野東一丁目（神野東一丁目交差点）から 佐賀市駅前中央一丁目（駅前交番西交差点）まで
県道 中津隈原古 賀線	三養基郡みやき町中津隈（板部交差点）から 三養基郡みやき町原古賀（三養基高校入口交差点）まで
県道 別府牛津停 車場線	多久市東多久町別府（東多久町古賀山交差点）から 多久市東多久町別府（古賀宿交差点）まで
県道 十五中原線	佐賀市嘉瀬町十五（嘉瀬南 I C）から 佐賀市嘉瀬町十五（市道十五徳善線との交差点）まで
県道 加倉仮屋港 線	唐津市鎮西町加倉（加倉交差点）から 東松浦郡玄海町新田（金の手交差点）まで
県道 薬師丸佐賀 停車場線	佐賀市大財北町（大財北町交差点）から 佐賀市駅前中央一丁目（駅前交番西交差点）まで
県道 塩屋大曲線	伊万里市南波多町谷口（南波多谷口 I C 交差点）から 伊万里市南波多町水留（南波多水留交差点）まで
県道 鳥巢浜崎停 車場線	唐津市浜玉町大江（大江交差点）から 唐津市浜玉町大江（浜玉中前交差点）まで
県道 千々賀神田 線	唐津市千々賀町（唐津市千々賀交差点）から 唐津市千々賀町（唐津千々賀山田 I C）まで
県道 黒川松島線	伊万里市脇田町（脇田交差点）から 伊万里市松島町（松島搦交差点）まで
県道 九千部山公 園線	鳥栖市弥生が丘八丁目（柚比 I C）から 鳥栖市永吉町（弥生が丘入口交差点）まで
県道 武雄塩田線	武雄市武雄町武雄（武雄高校前交差点）から 武雄市橘町大日（檜崎交差点）まで 武雄市武雄町富岡（県道武雄多久線との交差点）から 武雄市武雄町武雄（武雄高校前交差点）まで
県道 多久牛津線	多久市東多久町別府（羽佐間交差点）から 多久市東多久町別府（古賀宿交差点）まで
県道 佐賀環状東 線	佐賀市南佐賀一丁目（南佐賀交差点）から 佐賀市兵庫北六丁目（兵庫町西淵交差点）まで

県道 江北芦刈線	杵島郡江北町佐留志（宿交差点）から 小城市芦刈町三王崎（三王崎北交差点）まで
県道 虹の松原線	唐津市坊主町（坊主町交差点）から 唐津市東唐津四丁目（唐津市東唐津交差点）まで
県道 相知巖木線	唐津市相知町長部田（相知長部田 I C 入口）から 唐津市巖木町牧瀬（牧瀬 I C 入口交差点）まで

2 制限の対象とする占有物件

新たに地上に設ける電柱（占有の制限の開始の期日より前に占有を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占有を制限する理由

緊急輸送道路の占有を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占有制限の開始の期日

平成 30 年 4 月 1 日